**長周新聞コメント**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2019.12.17 熊本一規

　これまで、公共事業等を止めるには法律論争で事業者を論破しておいたうえで権利者が権利を行使することがポイント、と言ってきましたが、それが上関原発で見事なまでに実証されました。

一一月八日ボーリング調査開始以来、中電は、祝島漁民の釣り船を訪ね回って「ご協力をお願いします」と頭を下げて頼むしかありませんでした。そして、ことごとく拒まれて、すごすごと帰るしかありませんでした。

事業者と漁民とのこのような力関係は、今までほとんどなかったことです（正確には二〇〇七年諌早湾における農水省導流堤工事以来二例目です）。

その背景には、主として二つの法律論争がありました。

一つは、一一月一一日山口県交渉で「占用許可が憲法違反にならないことを説明してください」との質問に山口県が沈黙するしかなかったことです。一般海域占用許可の申請には「利害関係人の同意」を得ておくことが必要ですが、中電は祝島漁民の同意を省いて申請したのです。他方で、憲法二九条に基づいて祝島漁民に損失補償が必要なことは認めているので、「損失補償の対象が、なぜ占用許可の利害関係人に含まれないのか、そんな違法な申請に占用許可を与えたのは憲法違反ではないか」と攻めたのでした。

　もう一つは、中電が祝島島民の会清水敏保代表に送ってきた「漁業補償に係わる回答書」（一二月一〇日付）への反論・質問書（一二月一二日付）を一二月一六日着で中電に送付したことです。

回答書では、広島高裁二〇〇七年判決に基づき、「二〇〇〇年補償契約で今回のボーリング調査も含めた漁業補償をした。その代わりに自由漁業（釣り漁業）の権利も含め、漁業を営む権利は放棄された」旨の主張をしてきました。それに対して、反論・質問書では、主として、①漁業補償額は事業の前３～５年間の漁業データを元に算定しなければならないとされているから、二〇一九年ボーリング調査に伴う補償額を二〇〇〇年に算定できたはずはない、②補償契約に基づき自由漁業の権利に制約を受けるのは、二〇〇〇年当時、当該海域で自由漁業を営んでいた「二〇〇〇年祝島組合員」であり、現在、当該海域で自由漁業を営んでいる祝島漁民のほとんどは「二〇〇〇年祝島組合員」ではないので、補償契約による制約は全く受けない、と反論したのでした。

この①及び②の論理は、今回のボーリング調査のみならず、今後の埋立についても全く同様にあてはまるので、中電は埋立も原発建設も不可能になったのです。

今回明らかになったように、漁業権等の権利者は、本来、事業者よりも強いのです。頭を下げて頼まなければならないのは事業者であるにもかかわらず、事業者のほうが強いと思いこまされて「事業をやめてください」などと頭を下げて頼んだりするから、事業者に姿勢を見透かされ、結局は、文書に印を押したり、補償金の配分を受け取ったりして力関係が逆転してしまうのです。

権利者が自分の持つ権利を主張し、行使することで事業が中止になったのは画期的なことで、今後の民衆運動に大きな希望と勇気を与えてくれるものです。

四十年近くにもわたって上関原発計画に苦しめられ続けてきた祝島島民に「おめでとう」とお伝えするとともに、民衆運動にとっての大きな成果を勝ち取られたことを共に喜びたいと思います。